

令和3年度 新規事業

子ども食堂や子ども学習支援の

活動費を助成します！！



市民社協では、**子ども食堂**や**コミュニティ食堂**、子どもの**学習・生活支援**を行うボランティア団体の活動費を助成します。運営団体に条件はありませんが、申請前に担当職員による活動場所の見学、団体のメンバーのみなさんが集まる打ち合わせへの参加等を行います。裏面の注意事項を確認の上、事前に市民社協までご相談下さい。

	子ども・コミュニティ食堂助成	子ども学習・生活支援助成
助成上限額	24万円（1回1万円） ※令和3年度のみ36万円 （1回15,000円）	10万円（1回1,500円+会場費） ※会場費は1回2,500円以内
対象となる活動	市内で食事を通じた交流の場を開催する活動	市内で高校生以下を対象とした基礎学力向上のための学習支援や遊びを通じた基本的な生活習慣等を身につけるための活動 （※部屋貸しのような自習室は不可）
対象者	—	原則として高校生以下の武蔵野市民
参加費	子どもの参加費が無料または300円以下	子どもの参加費が無料または300円以下 （教材代等を除く）
参加者数	10名以上 ※子どもが参加できる状態であれば必ずしも子ども限定でなくてもよい	—
開催頻度	原則として月1回以上開催	2か月に1回以上開催 （概ね年5回以上）

《申請にあたっての注意事項》

- ◆年2回開催予定の連絡会への参加を必須とします。
- ◆子ども・コミュニティ食堂助成と子ども学習・生活支援助成の併用は可。(要相談)
- ◆安全に配慮した十分なスペースを確保している活動が対象となります。
- ◆利用者のプライバシーの保護及び個人情報の取扱いに十分留意するとともに、運営スタッフ及びスタッフであった者が、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じてください。
- ◆活動を通じて、子ども及びその保護者の相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関につないでください。また、子どもへの虐待が疑われるときその他早急な対応が必要と思われる家庭を発見した場合は、早急に市民社協に連絡してください。
- ◆事故発生時の対応のため保険に加入してください。
- ◆事故発生時の対応方法及び連絡体制をあらかじめ定めるとともに、スタッフに周知徹底を図りましょう。
- ◆特定の政党若しくは政治団体のための事業又は特定の宗教のための事業を行わないこと。
- ◆活動費は、スタッフの人件費等には充てられません。チラシ印刷代、お茶代、保険料などに使用してください。
- ◆(食堂のみ) 活動開始前に保健所に相談し、指導及び助言を求めてください。
- ◆(食堂のみ) 食事の提供における食品の安全確保を図るため、食品衛生法(昭和22年法律第233号)その他の各種法令、通知等に基づく適切な衛生管理体制を構築すること。
- ◆(食堂のみ) 利用する子どもの食物アレルギーの有無を確認しましょう。

上記の注意事項を守ることができる団体のみ申請可能です。

提出書類は以下のとおりです。詳細は担当職員より説明させていただきます。

【提出書類(通年で募集)】

＜子ども・コミュニティ食堂助成＞

- ①申請書 ②事業計画書 ③収支予算書 ④団体構成員名簿

＜子ども・学習支援助成＞

- ①申請書(事業計画書兼収支予算書) ②団体構成員名簿

＜問い合わせ＞

〒180-0001 武蔵野市吉祥寺北町1-9-1

社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会 (市民社協)

電話：23-0701 FAX：23-1180

Email：shimin@shakyou.or.jp

申請書類はこちらから⇒



※本事業は武蔵野市からの委託を受けて市民社協が実施しています

※ボランティアセンター武蔵野活動会員青木さんによるイラストを本チラシに使用しています